

2023年11月16日号

★号外★

年収の壁_事業主の証明による被扶養者認定

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

桑原事務所の森野です。

最近、テレビのニュース等で「年収130万円を超えても、連続2年までは扶養内でOK」といった話を耳にしたことはありませんか？従業員から、「最近、ニュースで聞いたんだけど…130万円を超えても扶養から外れなくて良くて本当ですか？」と聞かれたこともあるかもしれません。

今回は、10月20日に公表された「事業主の証明による被扶養者認定」についてお伝えします。

年収130万円※1を超えると、厚生年金・健康保険の扶養からはずれて、国民年金・国民健康保険に加入することとなり、自分で保険料を負担することになります（130万円の壁）。これを避けるために労働時間を調整する人も多く、人手不足の要因のひとつと考えられるため、政府は以下のような対策を発表しました。

※1 被扶養者が、60歳以上または障害者の場合は「180万円」

「収入が一時的に増加しても、事業主が『一時的なもの』と証明すれば、引き続き扶養のままでOK」

…ん〜？？結局、どういうこと？

ということで、よくある質問をまとめてみました。

Q1 事業主の証明って様式はあるの？どこに提出するの？

A1 様式は、厚生労働省のHPで公開されており、必要に応じて、事業主を経由して保険者（けんぽ協会や健康保険組合等）に提出します。

[年収の壁・支援強化パッケージ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

例) 夫が妻を扶養している場合

妻の勤務先が事業主証明を記入⇒夫が自分の勤務先へ提出⇒夫の勤務先が保険者に提出

Q2 一時的な収入増っていくらぐらいまで良いの？

A2 具体的な基準はないようです。

収入金額だけでなく、雇用契約等も踏まえて各保険者（けんぽ協会や健康保険組合等）が判断することになっています。

ポイントは、その収入増加の理由が「人手不足」等によるもので、「一時的」なものであることです。

OK 例)

- ・退職者や休職者が出て業務量が増加した
- ・突発的な大口案件により会社全体の業務量が増加した

NG 例)

- ・昇給して基本給（時給）が上がった
- ・恒常的に支払われる手当が新設された

Q3 一時的な人手不足で、週 30 時間以上働いています。一時的なものなので、このまま扶養でいられますよね？

A3 このケースは注意が必要です。

被扶養者が、勤務先で正社員の 3/4 = 約週 30 時間以上働いている場合※2、その状況が 2～3 か月程度続くと、勤務先で厚生年金・健康保険に加入する（= 当然に扶養からはずれる）ことになります。

※2 被扶養者の勤務先が厚生年金被保険者 101 人以上（R6.10 からは 51 人以上）である場合には、

週 20 時間以上、月収 88,000 円以上等の要件を満たす場合

収入額ばかりに気を取られてしまいがちですが、厚生年金・健康保険の加入要件のひとつになる「勤務時間」にも注意しましょう。

Q4 ニュースで「連続 2 年までは扶養内」と聞きました。一度事業主の証明を提出すれば、その後 2 年間はどれだけ稼いでも扶養のままで良いということですか？

A4 いいえ、そういった意味ではありません。事業主の証明（Q1）による認定の運用が 2025 年までの時限的措置であるという意味です。保険者から確認がある都度、提出しなければなりません。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
